

ページ	条	現 行	改 訂	改訂理由
7-1	1-1-4	<p>1-1-4 提出図書 請負者は、工事の完了時に以下の図書を作成し監督員に提出しなければならない。 （１）マイクロフィルム（ジャケット）1式（平面、縦断、工法、構造図等） （２）縮小マイラー（サイズは監督員の指示による）1式（平面、縦断、工法、構造図等） （３）取扱い説明書、施設構造物等の完成図書等1式（監督員の指示により提出）</p>	<p>全文削除</p>	<p>H19より電子納品の適用拡大による</p>
7-22	4-5-1	<p>第5節 鋼管</p> <p>4-5-1 直管及び異形管</p> <p>1. 直管はJIS G 3443（水輸送用塗覆装鋼管）、JWWA G 117（水道用塗覆装鋼管）の規格品とし、管厚は設計図書によるものとする。</p> <p>2. 異形管はJIS G 3451（水輸送用塗覆装鋼管の異形管）、JWWA G 118（水道用塗覆装鋼管の異形管）の規格品とし、管厚は設計図書によるものとする。</p> <p>3. 上記以外の管を使用する場合は、設計図書によるものとする。 なお、管端ステンレス鋼付鋼管を使用する場合は、WSP 065（管端ステンレス鋼付水道用鋼管の指針）の規格によるものとする。</p> <p>4. 塗覆装 （１） 内面塗装は次の仕様とし、種別は設計図書によるものとする。 ア モルタルライニングは、JWWA A 109（水道用鋼管モルタルライニング）の規格によるものとする。 イ 液状エポキシ樹脂塗装は、JWWA K 135（水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法）及びWSP 051（水道用無溶剤型エポキシ樹脂塗料塗装方法）の規格によるものとする。 （２） 外面塗装は次の仕様とし、種別は設計図書によるものとする。 ア アスファルト舗装は、JIS G 3491（水道用鋼管アスファルト塗装方法）の規格によるものとし、覆装材は耐熱用ビニロンクロスを使用するものとする。 また、塗覆装の方法及び厚さは表4-11によるものとする。 （表4-11省略） イ ポリエチレン塗覆は、JIS G 3469（ポリエチレン被覆鋼管）の規格によるものとする。 ウ ポリウレタン塗覆は、WSP 047（水道用プラスチック被覆鋼管）の規格によるものとする。 エ 鉛丹さび止め塗装は、JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント）の規格によるものとし、厚さは0.075mmとする。</p>	<p>第5節 鋼管</p> <p>4-5-1 直管及び異形管</p> <p>1. 直管はJIS G 3443-1（水輸送用塗覆装鋼管-第1部：直管）、JWWA G 117（水道用塗覆装鋼管）、JIS G 3452（配管用炭素鋼管）、JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼管）、JIS G 3457（配管用アーク溶接炭素鋼管）の規格品とする。 これによりがたい場合についてはJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）を使用して製作することとし、管厚は設計図書によるものとする。</p> <p>2. 異形管はJIS G 3443-2（水輸送用塗覆装鋼管-第2部：異形管）、JWWA G 118（水道用塗覆装鋼管の異形管）、JIS G 3452（配管用炭素鋼管）、JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼管）、JIS G 3457（配管用アーク溶接炭素鋼管）の規格品とする。 これによりがたい場合についてはJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）を使用して製作することとし、管厚は設計図書によるものとする。</p> <p>3. 変更なし</p> <p>4. 塗覆装 （１） 内面塗装は次の仕様とし、種別は設計図書によるものとする。 ア 変更なし イ 液状エポキシ樹脂塗装は、JIS G 3443-4（水輸送用塗覆装鋼管-第4部：内面エポキシ樹脂塗装）、JWWA K 135（水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法）及びWSP 051（水道用無溶剤型エポキシ樹脂塗料塗装方法）の規格によるものとする。 （２） 外面塗装は次の仕様とし、種別は設計図書によるものとする。 ア 変更なし イ 変更なし ウ ポリウレタン塗覆は、JIS G 3443-3（水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆）、WSP 047（水道用プラスチック被覆鋼管）の規格によるものとする。 エ 変更なし</p>	<p>規格の変更と追加</p>

